

A PROPERTY OF THE PROPERTY OF	
≪目次≫	
・水道料金改定の背景・・・・・・・	P2
・改定後の料金と適用時期・・・・・・	Р3
・水道料金の基本構成と計算方法・・・	Ρ4
・改定後の水道料金早見表(2か月分)・	Р5
・よくあるご質問・お問合せ・・・・・	P6

・上下水道部からのお知らせ

令和8年4月1日より

- これからも安心・安全な水を届けるために~











水道事業は、皆さんからいただく水道料金によって運営しています。 料金体系は、合併に伴う料金統合や消費税改定を除き、平成8年より据え置い てきましたが、水道事業を将来にわたって持続的かつ安定的に運営していくため 現行の水道料金体系を見直し、平均23%の改定を令和8年4月1日から行います。 水道料金の改定は、30年ぶりとなります。

水道料金改定の背景

◆水道事業が抱える課題



人口減少や節水機器の普及による有収水量の減少 有収水量…水道料金の収入対象となる水量



物価高騰による維持管理費用の増加 県水道用水料金の値上げ(令和8年4月から施行)



施設や管路の老朽化、耐震化に伴う更新費用の確保

鴻巣市では、昭和37年の給水開始以降、人口増加や生活水準の向上による水需要の増加および給水区域の拡張に対応するために整備を進めてきました。しかしながら、人口減少や節水機器の普及に伴う料金収入の減少、施設や管路の老朽化および耐震化に伴う多額の更新費用が見込まれており、厳しい経営状況が続いています。

現行の料金のままでは 水道事業を運営していくことが困難です

老朽化した配管



老朽化の進んだ水道施設



漏水修繕工事



鴻巣市では、業務の効率化を図り、コスト管理を徹底していますが、水道事業を取り巻く 環境は年々厳しくなっています。

今回の料金改定により、老朽化したインフラの維持管理や更新に必要な資金を確保できるため、水道事業の持続可能性を高め、将来的なサービス向上や新たな設備投資につながります。 安心で安全な水道水を安定してお届けするため、水道料金の改定にご理解をお願いします。

改定後の料金と適用時期

◆現行の水道料金表と改定後の水道料金表の比較

(2か月あたり 消費税込み

口径	基本料金				従量料金			
	基本水量	現行料金	新料金	差額	水量(m³)	現行料金	新料金	差額
13mm 20mm	16 ㎡まで	2,156 円	2,640 円	+484 円	17 ~ 40 41 ~ 60 61 ~ 80 81 ~ 200 201 ~	165 円 187 円 198 円 209 円 220 円	203.5 円 231.0 円 242.0 円 258.5 円 269.5 円	+38.5 円 +44.0 円 +44.0 円 +49.5 円 +49.5 円
25mm		3,300 円	4,026 円	+726 円			203.5 円 231.0 円 242.0 円 258.5 円	+38.5 円 +44.0 円
30mm		3,740 円	4,576 円	+836 円	1 40	165 M		
40mm	基本水量	4,400 円	5,368 円	+968 円	1 ~ 40 41 ~ 60	187 円 198 円		
50mm	なし	5,500 円	6,732 円	+1,232 円	61 ~ 80 81 ~ 200			+44.0 円 +49.5 円
75mm		6,600 円	8,052 円	+1,452 円	201 ~		269.5 円	+49.5 円
100mm		7,700 円	9,416 円	+1,716 円				

◆改定後の料金イメージ

(2か月あたり 消費税込み)

口径	使用水量	イメージ	現行料金	新料金	差額
13 • 20mm	16 m ³	1 人世帯	2,156 円	2,640 円	+484 円
13 • 20mm	30 m³	2 人世帯	4,466 円	5,489 円	+1,023 円
13 • 20mm	40 m³	3 人世帯	6,116 円	7,524 円	+1,408 円
13 • 20mm	46 m ³	4 人世帯	7,238 円	8,910 円	+1,672 円
25mm	300 m³	店舗等	64,680 円	79,596 円	+14,916 円
50mm	1,500 m³	商業施設等	330,880 円	405,702 円	+74,822 円

◆適用時期

●●は検針日

検針月	令和8年		→【4/1 ~料金改定】					
快虾月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月		
偶数月検針	現行	料金	●◆新料金		●新料金適用			
奇数月検針		現行	料金	●◆新料金		●新料金適用		

改定後の料金は、令和8年4月1日から適用されます。

一般的な例(継続利用の方)として、偶数月検針の方は令和8年6月検針から、奇数月検針の方は令和8年7月検針から、新料金を適用します。

水道料金の基本構成と計算方法

◆水道料金の基本構成

鴻巣市の水道料金は「基本料金」と「従量料金」の2つの要素で構成されています。

基本料金

メーターの口径に応じた固定費用。使用水量に関わらず負担していただく料金

従量料金

使用した水の量に応じた変動費用。使用水量に応じていただく料金



水道料金 = 基本料金 + 従量料金

◆水道料金の計算方法 ※分かりやすさのため、簡易的な計算方法でご説明しています。

計算条件

● 基本料金の計算

メーター口径20mm の基本料金: 2,640円

2 従量料金の計算

使用水量32㎡の従量料金: 3, 256円

区分	使用水量	単価	金額		
第1段階	17㎡~40㎡まで	203.5円╱㎡	203.5円 × 16㎡ = 3,256円		

❸ 水道料金の計算

基本料金(2,640円)+従量料金(3,256円)=5,896円

計算条件

● 基本料金の計算

メーター口径25mm の基本料金: 4,026円

2 従量料金の計算

使用水量46㎡の従量料金:9,526円

区分	使用水量	単価	金額
第1段階	1㎡~40㎡まで	203.5円╱㎡	203.5円 × 40㎡ = 8,140円
第2段階	41㎡~60㎡まで	231.0円╱㎡	231.0円× 6㎡ = 1,386円

❸ 水道料金の計算

基本料金(4,026円)+従量料金(9,526円)=13,552円



改定後の水道料金早見表(2か月分)

鴻巣市水道料金早見表(令和8年4月1日改定後)

(2か月料金)

口径 13mm、20mm 単位:円

					HE TON	2011111	1 + 17 · 1]
使用量 (m³)	水道料金	消費税 10%	計	使用量 (m³)	水道料金	消費税 10%	計
~ 16	2,400	240	2,640	32	5,360	536	5,896
17	2,585	258	2,843	33	5,545	554	6,099
18	2,770	277	3,047	34	5,730	573	6,303
19	2,955	295	3,250	35	5,915	591	6,506
20	3,140	314	3,454	36	6,100	610	6,710
21	3,325	332	3,657	37	6,285	628	6,913
22	3,510	351	3,861	38	6,470	647	7,117
23	3,695	369	4,064	39	6,655	665	7,320
24	3,880	388	4,268	40	6,840	684	7,524
25	4,065	406	4,471	41	7,050	705	7,755
26	4,250	425	4,675	42	7,260	726	7,986
27	4,435	443	4,878	43	7,470	747	8,217
28	4,620	462	5,082	44	7,680	768	8,448
29	4,805	480	5,285	45	7,890	789	8,679
30	4,990	499	5,489	46	8,100	810	8,910
31	5,175	517	5,692	47	8,310	831	9,141

※その他口径の水道料金早見表については、下記二次元コードから、市ホームページをご確認ください。

◆検針票のご案内

2か月ごとの検針の際に「使用水量 のお知らせ」(検針票)をポストに投函 させていただきます。

ご自身の使用水量やメーター口径は、 検針票でご確認いただけます。

- ① 検針日
- ② 2か月間の水道料金(円)
- ③ 2か月間で使用した水の量(㎡)
- ④ 水道メーターの口径(mm)

右の二次元コードから、「③2か月間で使用した水の量」と「④水道メーターの口径」を参考に改定後の水道料金をシミュレーションできます。

※利用にあたっては表計算ソフトが 必要です。



使用水量のお知らせ 検針年月: 使用期間 水道料金 ^{下水道}使用料 請求予定額 (2) 円 円 円 今回指針 前回指針 旧メーター水量 m³ 今回使用水量 今回下水汚水量 (3) m^3 前回水量 前年同期 m³) (4) mm メーター番号 検 針 員

※今回の料金改定は水道料金のみとなっています。

下水道使用料、農業集落排水施設使用料については、現行料金のままとなります。

よくあるご質問・お問合せ

- Q なぜ物価高騰のこの時期に料金を上げるのですか?
- A 物価が高騰し、生活が厳しい状況にある中で、水道料金の値上げについて、ご懸念をお持ちのことと思います。

値上げを先送りした場合、老朽化した施設の更新やサービスの質が維持できなくなるなど、水道事業の長期的な影響が発生し、結果的に市民生活にとって経済的な負担が増す結果になりかねないため、難しい状況下ではありますが、料金を値上げさせていただくこととしました。

- Q 料金改定は誰が決めたのですか?
- A 令和6年1月から10月にかけて、公募委員、大口使用者、学識経験者が委員となり、 「鴻巣市上下水道事業運営審議会」を開催し、水道料金の水準に関する議論を行いま した。

審議会からは、「水道サービスを持続的かつ安定して利用者に提供していくため、水道料金の改定はやむを得ないもの」との結論に至り、これを踏まえ、市としても持続可能な水道事業の運営を確保するため、水道料金の改定を市議会に提案し、令和7年3月議会において決定されました。

上下水道部からのお知らせ

上下水道フェアを開催

かわさとフェスティバル 2025 同時開催イベント

【日 時】 11月9日(日) 9時~15時 【場 所】 川里中央公園グラウンド内

【イベント内容】 展示:水道・下水道事業のパネル、給水車

水道管実物、デザインマンホール蓋など

体験:給水体験、子ども向けゲーム







◆お問合せ

〒365-8601 鴻巣市中央1-1 (本庁舎1階) 鴻巣市役所上下水道部経営業務課 水道経理担当 電 話 048-541-1321 (内線3193) FAX 048-577-8135

MAIL keiei@city.kounosu.saitama.jp

その他のご質問など水道料 金改定の詳細につきまして は、二次元コードから市ホー ムページをご確認ください。



